

ご契約いただくお客さまへ

重要事項等説明書

この書面では、入院パスポート（健康生活サポート保険）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの書面の内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもこの書面の内容をお知らせください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定められています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。📖のマークに記載の項目は、「ご契約のしおり」に記載されています。必要に応じて以下の損保ジャパン公式ウェブサイトまたは「お客さまページ」からご確認ください。また、ご不明な点は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【公式ウェブサイト】<https://www.sompo-japan.co.jp/>

【お客さまページ】<https://kenkousupport.sompo-japan.co.jp/>

ご契約いただくにあたり、次の①と②についてご注意ください。

①ご契約者について

次のすべてに当てはまる方がお申込みいただけます。

- ・お申込み時点のご年齢が、満18歳以上^(※)の個人の方（法人でのご契約はできません。）
 - ・お申込み時点で、日本国内に在住されている方（日本国外へ転居予定のある方を除きます。）
 - ・クレジットカードを保有されている方
- (※)お申込日が2022年3月31日以前の場合は満20歳以上

②被保険者について

次のすべてに当てはまる方を被保険者とすることができます。なお、**同一被保険者において複数のご契約をいただくことはできません。**

- ・契約者本人または契約者のご家族（配偶者、親、子、祖父母、兄弟姉妹および孫）
- ・公的医療保険制度に加入されている方
- ・お申込み時点で、日本国内に在住されている方（日本国外へ転居予定のある方を除きます。）
- ・保険期間の開始日時点におけるご年齢が次の範囲内の方

初年度契約	満6歳以上満69歳以下
継続契約	満89歳以下

用語のご説明

「ご契約のしおり」にも「用語のご説明」が記載されていますので、ご確認ください。📖 契約者、保険料 など

用語	ご説明
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
お お客さまページ	保険契約が成立した後、ご契約内容の確認、補償内容の変更手続きや保険金請求手続き等を行うページをいいます。「お客さまページ」における手続きの手順についてはご契約のしおり「『お客さまページ』のご利用方法」をご確認ください。
か 患者申出療養	未承認薬等の先進的な医療を患者からの申し出を起点とし、安全性・有効性等を確認しつつ、できるかぎり身近な医療機関で受けられるようにする制度をいいます。患者申出療養の種類ごとに厚生労働省が定める施設基準を満たした病院等で受けられたものが対象です。なお、患者申出療養の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kanja/kikan.html)
け 継続契約	健康生活サポート保険契約の保険期間の終了時 ^(※1) を保険期間の開始時 ^(※2) とする健康生活サポート保険契約をいいます。 (※1) 保険期間の終了時 その健康生活サポート保険契約が保険期間の終了時前に解除されていた場合はその解除時とします。 (※2) 保険期間の開始時 健康生活サポート保険契約における保険期間の初日をいいます。
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体のケガをいい、このケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 ・靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
健康生活サポート保険契約	健康生活サポート保険普通保険約款および特約に基づく保険契約をいい、損保ジャパンが承認したこの保険契約と支払責任が同一である保険契約または特約を含みます。
こ 公的医療保険制度	次の①から⑦のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。(2021年2月現在) ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

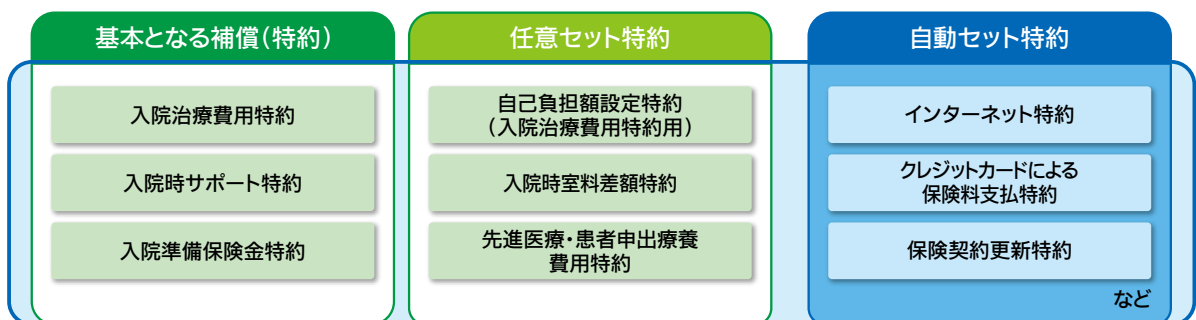
用語	ご説明
し 室料差額	公的医療保険制度に定められる選定療養のうち、厚生労働省が定める特別の療養環境の提供にあたる病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。
初年度契約	継続契約以外の健康生活サポート保険契約をいい、健康生活サポート保険契約が継続されてきた最初の保険契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
身体障害	ケガ(ケガの原因となった事故を含みます。)および病気をあわせて身体障害といいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① ケガについては、ケガの原因となった事故発生の時。 ② 病気については、医師の診断による発病の時。ただし、その病気の原因として医学上重要な関係がある病気が存在する場合は、その医学上重要な関係がある病気の発病の時。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
診療報酬点数	厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数をいいます。
せ 先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
と 特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものをいいます。
に 入院	自宅等 ^(※) での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、病気を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。 (※)老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。
は 配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
ひ 被保険者	保険の対象となる方のことをいいます。
病院等	病院または診療所をいいます。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。また、同法に定める介護医療院は含まれません。
病気	ケガ以外の身体の障害をいいます。
ふ 普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものをいいます。
ほ 保険金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことをいいます。
保険証券	ご契約の保険金額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載した書面をいいます。なお、健康生活サポート保険においては、書面の交付は行わずWeb証券として表示しますので、「お客さまページ」にてご確認ください。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組みと被保険者の範囲

①商品の仕組み 契約概要 「約款とは」

基本となる補償(特約)、セットすることができる特約(任意セット特約)、自動的にセットされる特約(自動セット特約)は次のとおりです。



②被保険者の範囲 契約概要

補償の対象となる方は被保険者本人のみとなります。

(2) 主な補償 ㊦「入院パスポートの補償内容」「始期前の発病や事故による無責の取扱い」

①基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

ア.保険金の種類(特約)および保険金をお支払いする主な場合

保険金の種類(特約)	保険金をお支払いする主な場合																
入院治療費用特約	<p>被保険者が保険期間中に身体障害を被り、その直接の結果として、日本国内においてその身体障害の治療を受けるために公的医療保険制度の保険給付の対象となる入院をした場合に、次の①と②の合算額を、1か月あたり型に応じた支払限度月額^(※)を限度にお支払いします(初年度契約は3型のみとなります。)</p> <p>① 保険証券記載の型に応じて、次の算式により算出した額(1円位で四捨五入し10万円単位とします。)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>型</th> <th>型に応じた支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3型</td> <td>入院中の療養にかかる診療報酬点数×3円</td> </tr> <tr> <td>2型</td> <td>入院中の療養にかかる診療報酬点数×2円</td> </tr> <tr> <td>1型</td> <td>入院中の療養にかかる診療報酬点数×1円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 公的医療保険制度に規定する食事療養費標準負担額および生活療養費標準負担額と同額</p> <p>(※)支払限度月額は次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>型</th> <th>支払限度月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3型</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>2型</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>1型</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>	型	型に応じた支払額	3型	入院中の療養にかかる診療報酬点数×3円	2型	入院中の療養にかかる診療報酬点数×2円	1型	入院中の療養にかかる診療報酬点数×1円	型	支払限度月額	3型	50万円	2型	30万円	1型	30万円
型	型に応じた支払額																
3型	入院中の療養にかかる診療報酬点数×3円																
2型	入院中の療養にかかる診療報酬点数×2円																
1型	入院中の療養にかかる診療報酬点数×1円																
型	支払限度月額																
3型	50万円																
2型	30万円																
1型	30万円																
入院時サポート特約	<p>被保険者が保険期間中に身体障害を被り、その直接の結果として、日本国内においてその身体障害の治療を受けるための入院をした場合において、「入院を開始した日」から「退院した日を含めて30日以内」^(※1)に被保険者または家族^(※2)が次の①から⑬の費用^(※3)を負担された場合に、1回の入院につき10万円を限度^(※4)にお支払いします。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>① 入院生活サポート費用</td> <td>⑧ 保育代行サービス費用</td> </tr> <tr> <td>② 身の回り品レンタル費用</td> <td>⑨ ペット預入費用</td> </tr> <tr> <td>③ 抗がん剤治療脱毛ケア費用</td> <td>⑩ 配食サービス利用費用</td> </tr> <tr> <td>④ 出張埋容・出張美容サービス費用</td> <td>⑪ 退院時贈答品費用</td> </tr> <tr> <td>⑤ 家庭教師サービス費用</td> <td>⑫ 住宅改修費用</td> </tr> <tr> <td>⑥ 家族駆けつけ費用</td> <td>⑬ その他費用^(※5)(被保険者の療養のために要する必要かつ有益な費用として損保ジャパンが認めた費用)</td> </tr> <tr> <td>⑦ 家事・介護代行サービス費用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)①入院生活サポート費用については、入院中の利用にかぎります。⑥家族駆けつけ費用については、入院前に費用が生じた場合、入院の開始日にそれらの費用が生じたものとみなします。</p> <p>(※2)被保険者の配偶者、子、父母、兄弟姉妹にかぎります。ただし、⑥家族駆けつけ費用においては被保険者の別居の親族のみとします。</p> <p>(※3)費用の詳細については、ご契約のしおり「入院時選べるサポート」をご覧ください。</p> <p>(※4)①から⑬のうち、複数のサービスをご利用された場合は、ご負担された額の合計額または10万円のどちらか低い額が限度となります。また限度額を超えた費用については、お客さまのご負担となりますのでご注意ください。</p> <p>(※5)⑬その他費用に追加で該当する費用を定めた場合は、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)にてお知らせします。</p>	① 入院生活サポート費用	⑧ 保育代行サービス費用	② 身の回り品レンタル費用	⑨ ペット預入費用	③ 抗がん剤治療脱毛ケア費用	⑩ 配食サービス利用費用	④ 出張埋容・出張美容サービス費用	⑪ 退院時贈答品費用	⑤ 家庭教師サービス費用	⑫ 住宅改修費用	⑥ 家族駆けつけ費用	⑬ その他費用 ^(※5) (被保険者の療養のために要する必要かつ有益な費用として損保ジャパンが認めた費用)	⑦ 家事・介護代行サービス費用			
① 入院生活サポート費用	⑧ 保育代行サービス費用																
② 身の回り品レンタル費用	⑨ ペット預入費用																
③ 抗がん剤治療脱毛ケア費用	⑩ 配食サービス利用費用																
④ 出張埋容・出張美容サービス費用	⑪ 退院時贈答品費用																
⑤ 家庭教師サービス費用	⑫ 住宅改修費用																
⑥ 家族駆けつけ費用	⑬ その他費用 ^(※5) (被保険者の療養のために要する必要かつ有益な費用として損保ジャパンが認めた費用)																
⑦ 家事・介護代行サービス費用																	
入院準備保険金特約	<p>被保険者が保険期間中に身体障害を被り、その直接の結果として、日本国内においてその身体障害の治療を受けるための入院を開始した場合に、1回の入院につき5万円をお支払いします。</p> <p>なお、病院等の発行する入院診療計画書等により、入院を開始することおよびその開始日が確定したと損保ジャパンが認めた場合は、その確定した開始日に入院を開始したもとして保険金をお支払いします。ただし、確定した開始日に入院を開始しなかった場合は、保険金を損保ジャパンに返還する必要があります。また、確定した開始日が継続契約の保険期間の開始日以後の場合には、継続契約の保険期間の開始日以降に保険金をお支払いします。</p>																

(注)入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体障害(前の入院の原因となった身体障害と医学上密接な関係があると認められる身体障害を含みます。)により再入院^(※)された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。また、保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体障害を被った場合は、当初の入院と他の身体障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。

(※)保険期間中(継続契約を含みます。)の入院にかぎります。

イ. 保険金をお支払いできない主な場合

- 身体障害を被った時が初年度契約の保険期間の開始時より前である場合は、保険金をお支払いしません。ただし、身体障害を被った時が初年度契約の保険期間の開始時より前である場合でも、初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した日の翌日以降に保険金の支払事由(入院を開始された場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- 初年度契約の保険期間の開始時以降に、補償内容の変更があった場合は、「身体障害を被った時」または「入院を開始した時」の補償内容で算出された額のうち、いずれか低い額をお支払いします。ただし、入院の原因となった身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
- 以下の事由によって被った身体障害による入院に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ① 故意または重大な過失
 - ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
 - ④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの
 - ⑤ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見のないもの)
 - ⑥ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
 - ⑦ 妊娠、出産(正常妊娠および正常分娩の場合)
 - ⑧ 精神病、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害またはこれらによって被った身体障害
 - ⑨ 被保険者の職業が危険な職業^(※1)に該当する場合、被保険者がその職業に従事している間^(※2) など
 - (※1)プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、オートテスター(テストライダー)、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業をいいます。
 - (※2)通勤途上は含みません。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

- 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、保険金が支払われる原因となった身体障害の程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する額について保険金をお支払いします。

② 主な特約の概要 契約概要

主な特約の概要は次のとおりです。詳細はご契約のしおりをご参照ください。記載のない特約については、普通保険約款・特約をご参照ください。

特約の種類	特約の内容
自己負担額設定特約 (入院治療費用特約)	入院治療費用保険金がお支払いの対象となる場合に、次の算式によって算出した額を差し引いて入院治療費用保険金をお支払いします。 $\text{入院1日あたりの保険証券記載の自己負担額} \times \text{入院日数}$ (注) 入院を開始した時から終了した時までの継続した同一の病院等における入院ごとに算出します。なお、入院が月の末日をこえて継続した場合は、1か月(月の初日から末日まで)ごとに算出します。
入院時室料差額特約	入院治療費用保険金が支払われる入院で室料差額を負担された場合に、その負担された室料差額をお支払いします。なお、1日につき保険証券記載の支払限度日額を限度とします。
先進医療・患者 申出療養費用特約	被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として、日本国内で先進医療または患者申出療養を受けた場合に、1回の先進医療または患者申出療養 ^(※1) につき次の①と②の合算額をお支払いします。 ① 先進医療または患者申出療養にかかる技術料と同額 ② ①の額の10%相当額。(ただし、1回の先進医療または患者申出療養 ^(※1) について、20万円を限度とします。) (※1) 1回の先進医療または患者申出療養 被保険者が、一連の先進医療または患者申出療養 ^(※2) を受けた場合は、それらの一連の先進医療または患者申出療養を1回の先進医療または患者申出療養とみなします。この場合、一連の先進医療または患者申出療養 ^(※2) の開始日をその先進医療または患者申出療養を受けた日とみなします。 (※2) 一連の先進医療または患者申出療養 同一の先進医療または患者申出療養を複数の日にわたって受けた場合における先進医療または患者申出療養を開始した時から、終了する時までの先進医療または患者申出療養をいいます。

③ 補償重複について 注意喚起情報

次の特約については、補償内容が同様の保険契約(入院パスポート以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
入院時サポート特約	THEカラダの保険 傷害入院時サポート特約 THEクルマの保険 人身傷害入院時諸費用特約
入院時室料差額特約	入院時の差額ベッド代を補償するご契約

- 入院治療費用特約、入院準備保険金特約、先進医療・患者申出療養費用特約については、補償内容が同様の保険契約が他にある場合でも、これらの特約の保険金は支払われます。

④ 保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定にあたっては、次のア、イにご注意ください。

ア. 型の設定(入院治療費用特約)

この保険契約を新規でご契約いただく場合は、「3型」でのご契約となります。継続契約で保険期間の開始日時点における被保険者の年齢が満70歳以上となる場合、公的医療保険制度の医療費の一部負担(自己負担)割合に応じて、「1型」や「2型」に変更し、適正な額となるように設定してください。

(注1) 一部負担(自己負担)割合に応じて、設定いただく型は次のとおりです。

3型	3割負担の方
2型	2割負担の方
1型	1割負担の方

(注2) 「1型」から「2型」または「3型」、「2型」から「3型」へ変更する場合、公的医療保険制度の医療費の一部負担(自己負担)割合が記載された損保ジャパンが認める書類の提出が必要になります。

(注3) 公的保険制度の概要については、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

イ. 自己負担額の設定(自己負担額設定特約(入院治療費用特約用))

入院保険金日額を補償する他の保険契約がある場合は、その入院保険金日額を目安に自己負担額を設定してください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

■ 保険期間 : 1年間

■ 補償の開始: 保険期間の初日の午前0時

■ 補償の終了: 保険期間の末日の午後12時

申込みの翌月1日が補償の開始日となります。

実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込画面をご確認ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等 「保険料の主な決定要素と払込方法など」

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、契約タイプ、セットされる特約や保険期間の開始日における被保険者の満年齢等により決定されます。実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込画面でご確認ください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約者本人名義のクレジットカードによる月払のみとなり、現金での払込みはできません。

【初回保険料】 契約締結時に、ご指定のクレジットカードの有効性等の確認を行います。 ^(※)
【2回目以降の月払保険料】 払込期日(2回目は申込みの翌月1日、以降毎月1日)に、ご指定のクレジットカードの有効性等の確認を行います。 ^(※)

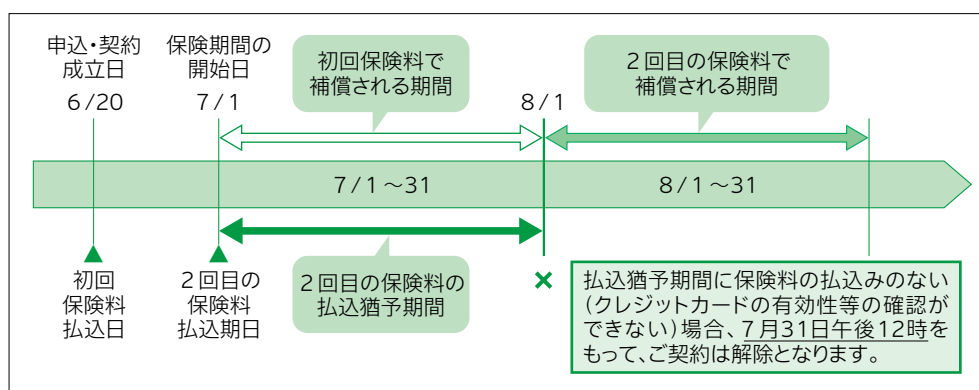
(※)クレジットカード会社からお客さまへの請求スケジュールはクレジットカード会社により異なります。

(注) 保険料領収証は交付しません。

③ 保険料不払い時の取扱い 注意喚起情報

2回目以降の保険料について、払込猶予期間(保険料払込期日の属する月の末日までの期間)中にお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただきます。なお、現金による保険料の払込みはできません。

(注) 保険料払込期日に、ご指定のクレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合、払込猶予期間中に、クレジットカードの有効性等の再確認を行います。ただし、ご利用可能な他のクレジットカードを「お客さまページ」でご登録いただいた場合は、ご登録時点でクレジットカードの有効性等の確認を行います。



(4) 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

「入院パスポート」は、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(5) 取扱代理店が金融機関である場合のご注意 注意喚起情報

① 「入院パスポート」は、損害保険であり預金等ではありません。したがって、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりませんので払込済みの保険料の返済は保証されておりません。

② 「入院パスポート」契約の申込みの有無が、本金融機関とお客さまの他のお取引(預金・融資・為替等)に影響を与えることはありません。

2. 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 注意喚起情報 「告知義務と告知事項」

① 申込内容画面のご入力にあたっての注意点

- 申込内容画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者には、告知事項について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。また、ご契約者が被保険者に代わって告知する場合は、被保険者本人に健康状態を確認のうえ告知ください。
- 告知していただいた内容により、ご契約をお断りする場合があります。
- 初年度契約の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に、ご契約時に告知していただいた内容に事実と異なることがありと判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。また、初年度契約の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、初年度契約の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- 継続契約で、保険金額の増額等(入院時室料差額特約を追加する場合など)補償を拡大する変更手続きを行うときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。この場合も、告知事項について事実と異なることを回答された場合は、補償を拡大した部分について解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合は、その補償を拡大した時をいいます。

②告知事項

この保険における告知事項は次のとおりです。

告知事項
■被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
■従事する危険な職業 ^(※) の有無 (※)危険な職業とは次のものをいいます。 プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、オートテスター(テストライダー)、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(2) 保険契約の成立

お申込み手続き後、クレジットカードの有効性を確認します。有効性が確認されると、保険契約成立の画面が表示されますので、その時点で契約は成立します。また、契約成立と同時に登録いただいたご契約者のメールアドレスにご契約手続き完了のメールを送付します。

(3) 保険証券について

「入院パスポート」の保険証券は、書面の交付は行わずWeb証券として表示しますので、「お客さまページ」にてご確認ください。

(4) クーリングオフ 注意喚起情報

保険期間が1年以下となるため、クーリングオフの対象外となります。

(5) 現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約のご注意 注意喚起情報

現在ご契約済みの保険を解約して新たな保険に入り直す際には、お客さまの健康状態などにより新たに保険に入り直すことができない場合があるため、新たな保険契約のお引受けの結果が判明した後に解約手続きを行ってください。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報 「通知義務と通知事項」「通知事項以外の変更を行う場合」「お引受けができる保険の範囲(引受範囲)」

ご契約者または被保険者には、通知事項に該当する変更が生じた場合に遅滞なくご連絡いただく義務があります。通知事項に該当された場合、この保険のお引受けの対象外となり、ご契約を解除させていただきますので、あらかじめご了承ください。

通知事項
■被保険者がこの保険契約の引受対象外職業 ^(※) に就かれた場合 (※)引受対象外職業とは次のものをいいます。 プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、オートテスター(テストライダー)、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

通知事項に該当された日以降に発生した身体障害を原因とする入院の場合は保険金をお支払いできません。また、ご契約後、次の事実が発生した場合は、ご契約内容の変更などが必要となりますので「お客さまページ」から変更の手続きを行ってください。「お客さまページ」の手続き方法については、ご契約のしおり「『お客さまページ』のご利用方法」をご確認ください。

- ご契約者または被保険者の住所^(※1)、氏名^(※2)、通知先(メールアドレス等)が変更となる場合
 - 補償内容の変更を希望する場合^(※3)
 - 保険料の払込みに使用するクレジットカードを変更する場合
- (※1)日本国外へ転居された場合、日本国外での入院については補償の対象ではありません。日本国外に転居後、万が一の際の療養時を含め、日本国内へ帰国をお考えでない場合は、転居にあたってご契約の解約をご検討ください。
(※2)改姓以外の氏名変更の場合は、「お客さまページ」からお手続きができませんので、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
(※3)補償内容を変更する場合は、現在のご契約を解約し、ご希望の内容で新たなご契約をお申込みいただけます。また、保険金請求が多発した場合には変更のご希望にそえない場合があります。

【通知事項以外の変更を行う場合に、特にご注意いただきたいこと】

メールアドレスが変更となる場合、正しくご通知をいただけませんと、重要なお知らせやご案内ができないこととなりますので、ご注意ください。

(2) 自動更新について（保険契約更新特約）

契約概要

「継続契約（保険契約更新特約）」

「入院パスポート」は、保険契約更新特約がセットされているため、1年ごとに自動更新されます。保険期間の満了する日（満期日）の前月1日に、「自動更新のご案内」をご登録いただいたご契約者のメールアドレスに送信します。更新を迎えるご契約内容および保険料については、「お客さまページ」でご確認いただけます。なお、更新後契約の保険料は、更新後契約の保険期間の開始日における被保険者の満年齢により計算するため、毎年変更となります。満期日の属する月の前月末日までに、「お客さまページ」で「更新の停止」のお手続きをされないかぎり、満期日のご契約と同等の内容^(※)で毎年自動的に保険契約を更新します。

次の場合、「入院パスポート」の自動更新ができなくなりますのであらかじめご了承ください。

- 更新後契約の保険期間の開始日の前日までに、更新後契約の初回保険料の払込みがなかった場合
- 被保険者のご年齢が、更新後のご契約の保険期間の開始日時時点で満90歳以上となった場合

など

(※) 普通保険約款・特約の改定（新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。）、保険引受に関する制度（保険金額等）、保険料および払込方法などの改定があった場合は、改定された日以降に更新された保険契約からご契約内容・保険料が変更されます。

(3) 解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

「ご契約を解約される場合」

「入院パスポート」には、解約返れい金がありません。

ご契約を解約される場合は、「お客さまページ」の「解約」画面よりお手続きいただけます。なお、解約日は解約のお申し出をいただいた日の属する月の末日またはお申し出いただいた日をご選択いただけます。

(4) 被保険者による解除請求

注意喚起情報

「そのほかにご注意いただきたいこと」

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の条件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解除を求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、保険契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(5) 重大事由による解除

「そのほかにご注意いただきたいこと」

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(6) 法令等の改正にともなう補償内容の変更

注意喚起情報

公的医療保険制度の変更が将来行われた場合には、主務官庁の認可を得て、補償内容を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までに保険契約者にご案内いたします。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。なお、「入院パスポート」の保険料の払込方法はクレジットカードのみとなり、代理店での保険料の領収および保険料領収証の交付は行いません。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。(2021年2月現在)

(3) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。⑥および⑦は「お客さまページ」のユーザーID、パスワードの取扱いに関する注意点です。

① 損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

② 損保ジャパンは、本契約に関する保険引受や保険金支払の可否を判断するために、SOMPOひまわり生命保険株式会社からその保有する個人情報の提供を受けることがあります。また、損保ジャパンは、SOMPOひまわり生命保険株式会社に対して、その保険引受や保険金支払の可否の判断に資するため、本契約に関する個人情報を提供することがあります。

③ 損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

- ④ 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
- ⑤ 損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- ⑥ ご契約者または被保険者の設定したユーザーID・パスワードを被保険者または被保険者のご家族^(※1)に共有^(※2)することで、「お客さまページ」の閲覧が可能となります。
- ⑦ ユーザーID・パスワードの共有を受けた被保険者または被保険者のご家族^(※1)は、「お客さまページ」上でご契約者が加入したご契約情報の確認や保険金のご請求手続き^(※3)をすることが可能です。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

（※1）被保険者の配偶者・子・父母・兄弟姉妹にかぎります。

（※2）ご契約者のユーザーID・パスワードの共有は、被保険者の同意を得た上で、ご契約者のご判断で行ってください。その場合、ご家族への代理権の付与があったものとして取り扱います。また被保険者のユーザーID・パスワードの共有を被保険者ご自身のご判断で行う場合も同様に取り扱います。

（※3）被保険者の同意のもと行われる請求行為にかぎります。

（注1）ご自身で設定したユーザーIDおよびパスワードの管理及び使用については「会員規定」をご確認ください。

（注2）ご契約の変更等のお手続きはご契約者本人しかご利用いただけません。

（4）通信トラブル等による責任について 注意喚起情報

損保ジャパンの責によらない通信手段、端末障害等により、インターネットでの保険契約手続きが遅延もしくは不能となったために生じた損害または通信経路での盗聴等により、保険契約情報、保険料支払情報等が漏えいしたために生じた損害については取扱代理店ならびに損保ジャパンは責任を負いません。また、接続料（パケット使用料、通信費）は、契約者のご負担となりますのでご了承ください。

通信状況により、保険契約成立の画面が表示される前に接続が切れてしまった場合や契約手続き完了のメールが届かない場合は、ご契約は成立しておりません。電波（通信状況）の安定した場所で、再度お手続きください。

（5）保険金をお支払いする事由が発生した場合 📖 「保険金支払事由が生じた場合」

保険金の請求は、「お客さまページ」からお手続きいただけます。その際、請求内容により必要となる書類が異なります。また、請求内容により追加で所定の書類をご提出いただく場合があります。

📖 この書面に記載のない項目については、ご契約のしおりをご確認ください。

「保険金支払事由が生じた場合」「生命保険料控除について」 など

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

〈入院パスポートお問い合わせページ〉
https://www.sompo-japan.co.jp/contact/contact_07/kenkousupport/



〈受付時間〉
 平日：午前9時～午後5時
 （土・日・祝日・年末年始は休業）

保険金をお支払いする事由が発生した場合

保険金のご請求は、「お客さまページ」からお手続きください。

〈お客さまページ〉
<https://kenkousupport.sompo-japan.co.jp/>



お電話による保険金のご請求については下記窓口までご連絡ください。

【窓口：入院パスポートお問い合わせデスク】
 0570-005-553〈通話料有料〉

〈受付時間〉
 全日：午前9時～午後5時（年末年始を除く）

保険会社との間で問題を解決できない場合

〈指定紛争解決機関〉 注意喚起情報

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】 0570-022808〈通話料有料〉

〈受付時間〉平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）